

業務の運営に関する規程

第 1 求 人

- 1 当社は、日本国内の全職種に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来社されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来社できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要がある為あらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方針以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際、受付手数料は徴収しません。

第 2 求 職

- 1 当社は、日本国内の全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込みください。
オンラインでの求職申込みについては当社ウェブサイト内の転職・就職相談ご予約フォームよりエントリーし、オンライン面談時に所定の求職票（電子ファイル）によりお申込みください。
- 3 常に日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、当社に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4 求職受付の際、受付手数料は徴収しません。

第 3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう誠心誠意をもって紹介に努めます。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を紹介できるよう誠心誠意に努めます。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事する事となる業務内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。
ただし、紹介の実施について緊急の必要性がある為あらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行し、紹介手続きを行います。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を行いません。
- 7 就職決定時、求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第 4 その他

- 1 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等から苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 当社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から当社に対して、その報告をしてください。
また、当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く）したか否かについて、求人者から当社に対して報告してください。
- 3 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 当社の取扱職種の範囲等は、全職種です。
- 6 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、当社の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不明な点がございましたら、担当者にお問い合わせください。

2025年4月1日 代表取締役社長 是澤 宏行